

(公社) 岩手県トラック協会  
会員事業者 各位

(公社) 岩手県トラック協会



## 労働災害発生時における情報提供のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

日頃より本会の業務運営各般にわたり、特段のご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「労働災害防止」は「交通事故防止」と並ぶ事業経営の基本であり、日頃よりご尽力いただいているところでありますが、令和元年の岩手県内の道路貨物における休業4日以上の死傷災害の発生件数は127件（対前年△10件：2/17現在の速報値）で、3年ぶりに減少に転じたものの、依然として高止まりの状態にあります。

こうした状況の改善に向け更なる取り組みを進めるためには、会員事業者が関係する労働災害の発生概況を正しく把握し、具体的な対策を講じる必要があるわけですが、労働行政からの情報開示は様々な理由により望めないことから、この度、会員各位に対し労働災害発生時における情報提供を、以下の通りお願いすることといたしました。（令和元年度第6回理事会 承認事項）

寄せられた情報は「発生状況」「対策」等について整理し、各種研修会等を通じて情報共有を図り、類似案件の再発防止に繋げたいと考えております。

つきましては、関係法令の改正等に伴う各種作業量が増加する中、重ねてのお願いとなり誠に恐縮ではございますが、何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### **【要請事項】**

会員事業者において「労働者死傷病報告」（労働安全衛生規則様式第23号：「休業4日以上の死傷災害」）の提出を伴う労働災害が発生した場合には、当該報告書の写しをFAX・電子メール等により岩手県トラック協会に提出する。（会社名、個人名等は黒塗りいただいて結構です。）

岩手県トラック協会FAX 019-638-5010

岩手県トラック協会代表メール webmaster@iwatokyo.or.jp

※【参考】（労働安全衛生規則第97条第1項）事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

★寄せられた情報の内、事業者並びに個人の特定につながる内容は、協会の外部に対し完全に秘匿されるよう厳重に管理いたします。